

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・景観法 (策定の手続き)</p> <p>第9条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 景観行政団体は、景観計画に前条第2項第四号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>5～7 （略）</p> <p>8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。</p> <p>・茅ヶ崎市景観条例 (景観計画の策定の手続)</p> <p>第5条 市長は、景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ茅ヶ崎市景観まちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>(景観まちづくり協議会の認定)</p> <p>第16条 市長は、一の区域における良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体で次に掲げる要件に該当するものを景観まちづくり協議会として認定することができる。</p> <p>(景観まちづくり市民団体の登録)</p> <p>第18条 市長は、良好な景観の形成の推進に寄与することを目的として組織された団体で次に掲げる要件に該当するものを景観まちづくり市民団体として登録することができる。</p> <p>(景観まちづくりアドバイザー)</p> <p>第20条 市長は、良好な景観の形成について必要な情報を提供し、及び助言を行う景観まちづくりアドバイザーを置くことができる。</p> <p>(景観まちづくりアドバイザーの派遣)</p> <p>第21条 市長は、第16条第1項の規定により認定を受けた景観まちづくり協議会及び第18条第1項の規定により登録を受けた景観まちづくり市民団体に対し、景観まちづくりアドバイザーを派遣することができる。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・屋外広告物法 (広告物の表示等の制限)</p> <p>第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（略）、広告旗（略）又は立看板等（略）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。</p> <p>一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。</p> <p>二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。</p> <p>・茅ヶ崎市屋外広告物条例 (許可地域等)</p> <p>第6条 市の区域（第4条各号に掲げる地域又は場所を除く。）内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>・神奈川県事務処理の特例に関する条例</p> <p>別表129 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>三 法第7条第4項の規定により、違反に係るはり紙等を自ら除却し、及びその命じた者又は委任した者に除却させること。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・景観法 (届出及び勧告等)</p> <p>第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。</p> <p>一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）</p> <p>二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）</p> <p>三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。</p> <p>・茅ヶ崎市景観条例 (完了等の届出)</p> <p>第8条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・都市緑地法</p> <p>第2章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画</p> <p>第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。</p> <p>・生物多様性基本法 (生物多様性地域戦略の策定等)</p> <p>第13条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> <p>・茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例 (基本計画)</p> <p>第7条 市長は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定により緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、みどりの基本計画を定めようとするときは、みどり審議会（茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市みどり審議会をいう。以下同じ。）に諮問しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、みどりの基本計画の変更について準用する。</p> <p>・茅ヶ崎市みどり審議会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市みどり審議会(以下「審議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画及び生物多様性基本法(平成20年法律第58号)第13条第1項の規定に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例 (公共施設等に関する協議)</p> <p>第10条 特定開発事業者は、特定開発事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について市長と協議しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>三 第36条に規定する緑化</p> <p>四 (略)</p> <p>(緑化)</p> <p>第36条 特定開発事業者は、共同住宅等を建築する目的で行う次のいずれかに該当する特定開発事業にあつては、規則で定める基準により、予定建築物(一戸建ての住宅を除く。以下この条において同じ。)の敷地内に予定建築物の敷地面積の15パーセント(近隣商業地域及び商業地域にあつては、10パーセント)以上の面積の植栽地を設置しなければならない。ただし、敷地内に当該植栽地の面積を確保することが困難なときは、当該予定建築物の屋上、外壁又は囲障の面積を植栽地の面積に算入することができる。この場合において、予定建築物の敷地内のうち、規則で定める部分の植栽地(規則で定める要件に該当するものに限る。)にあつては、その面積(その面積が予定建築物の敷地面積の2.5パーセント(近隣商業地域及び商業地域にあつては、1.5パーセント。以下この項において同じ。)の面積を超える場合にあつては、当該植栽地のうち、当該2.5パーセントの面積に相当する部分の面積)を2倍として、予定建築物の敷地内の植栽地の面積を算定することができる。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・都市緑地法 (市民緑地契約の締結等) 第55条 地方公共団体又は第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第70条第1号ロに掲げる業務を行うものに限る。)は、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画区域又は準都市計画区域内における政令で定める規模以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物(以下「土地等」という。)の所有者の申出に基づき、当該土地等の所有者と次に掲げる事項を定めた契約(以下「市民緑地契約」という。)を締結して、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。以下同じ。)を設置し、これらの緑地又は緑化施設(以下「市民緑地」という。)を管理することができる。 — (略)</p> <p>・茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例 (みどりの保全地区の指定) 第9条 市長は、都市の良好な自然的環境若しくは景観の形成又は動植物の生息地若しくは生育地の確保のため重要なみどりの区域をみどりの保全地区として指定することができる。 (市民緑地の設置) 第13条 市は、都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地を設置するよう努めるものとする。 (保存樹林等の指定) 第16条 市長は、樹林、樹木の集団又は樹木(以下「樹林等」という。)の保全を図るため必要があると認めるときは、別に定める基準に該当する適合する樹林等を保存樹林又は保存樹木(以下「保存樹林等」という。)として指定することができる。 (みどりの管理団体に対する支援) 第23条 市長は、茅ヶ崎市の区域内におけるみどりの保全、再生及び創出を適正かつ確実に行う団体として認める団体(以下「みどりの管理団体」という。)に対し、助言、情報の提供その他のみどりの保全、再生及び創出の推進に資する支援を行うものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・都市緑地法 (特別緑地保全地区に関する都市計画)</p> <p>第12条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの 二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの 三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの <ul style="list-style-type: none"> イ 風致又は景観が優れていること。 ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。 <p>・茅ヶ崎市土地利用基本条例 (基本理念)</p> <p>第2条 茅ヶ崎市における土地利用は、公共の福祉を優先させ、地域の諸条件に配慮して、自然環境を維持しつつ地域の経済活動及び社会活動の活性化を図りながら持続的に発展する都市の形成を図ることを基本理念として行わなければならない。</p> <p>(基本原則)</p> <p>第3条 茅ヶ崎市における土地利用は、次に掲げる事項を基本原則として行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 周辺の土地利用との調和を図ること。 二 自然環境の保全に配慮すること。 三 良好な景観を保全し、及び創出することを旨とすること。 <p>(責務)</p> <p>第4条 市は、茅ヶ崎市における土地利用が適正に行われるよう第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）及び前条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）の普及及び啓発に努めるとともに、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例 (調査)</p> <p>第8条 市長は、茅ヶ崎市の区域内のみどりに関する調査を実施し、その状況の把握に努めるものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 森林法 (市町村森林整備計画) 第10条の5 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、5年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、10年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。(略)</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の届出等) 第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 一 (略)</p> <p>(火入れ) 第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。</p> <p>・ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (森林環境譲与税の用途) 第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。 一 森林の整備に関する施策 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(略)の促進その他の森林の整備の促進に関する施策</p> <p>・ 茅ヶ崎市森林環境譲与税基金条例 (処分) 第7条 基金は、森林の整備及びその促進に関する施策を推進するための事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例 (目的及び設置)</p> <p>第1条 この条例は、本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>